

岐阜県公報

目 次

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課)

ページ

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 七 月 十 三 日

規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和六十三年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式及び別記第二十八号様式中「**密附**」を「**密置**」に改める。
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

平成二十九年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社